

特別清掃事業の更新が2月7日（火）から始まります。

特別清掃は、誰のための、何を目的とした事業か、

この機会にもう一度考えてください。

ことし がつまつ つき かいしゅうかう ききんじぎょう つうじょう つきはち はいし
今年の3月末で、月8回就労の基金事業（通称「月8」）が廃止になります。それに
ともない、現在、一ヶ月、5から6回行けた仕事は、少なくとも月4から5回になり、1
から2回は就労の機会が失われることが予想されます。これは、一ヶ月、5,700円
から11,400円の収入が減ることになり、この金額は特掃だけが現金収入の人た
ちにとっては、大きな痛手です。

〜ここで、あらためて特別清掃事業のことを考えよう〜

【対象者】 55歳以上の釜ヶ崎の日雇労働者と日雇仕事は少なくなつて市内で野宿
生活をおくらざるをえない人たち

【目的】 日雇仕事に就くことができず、生活保護制度も活用が難しい、55歳から64
歳までの年齢層の人たちに対して、働く場と収入の確保

特掃ができた94年、いまに近いかたちになった99年当時は、体がまだある程度働
ける状態だとみなされると、どんなに困窮していても、65歳にならないと生活保護を
受けることができませんでした。その一方で、「55歳未満でないと雇わない」業者が多く
なり、55歳〜64歳の年齢の労働者は、日雇仕事にもありつけず、生活保護にも行け
ず、困窮して路上で寝るしかない生活をよぎなくされていきました。

特掃は、この年齢層の労働者がすこしでも働いて生活し、あきらめずに自立に向け
て生きつづけていくことを支えるための事業としてつくられてきたのです。

ですから、本来特掃の対象者は、55歳から64歳までの「稼働年齢層」と言われる人たちの中で、からだは大丈夫だが野宿やシェルター生活で困窮している、日雇仕事をさがしてもなくて困っている人です。その人たちが、なんとか働いて自立していきこうとするためのものなのです。

ということは、生活保護を受けられている方はもちろんですが、生活保護費以上の年金を受給されていたり、アパートや家に住んでいる方は遠慮してほしいということです。また、65歳以上の人、体がしんどい人たちは、特別清掃から卒業するために生活保護を活用して、シェルターや野宿から、できるだけ早くぬけだしてほしいと思います。アパートに住んでいる人で困窮している人は、生活保護を活用して生活を安定させてほしいのです。

どうしても、特別清掃に来なければならぬ「理由」があるのなら、相談をして一緒に困らないようにしていきたいと思えます。

ただ、「仕事をしたい」、「生活費の足しにしたい」だけでは、特別清掃に就労してもらおうことはむずかしいと考えてください。

更新のお知らせで「ご存知のとおり、今年例年にくらべて就労要件は、より明確になっています。本来の特掃の目的をあらためてお知らせするためです。

なんとかしたいと思っても、残念ながら、今後も特別清掃が続いていくという保障はどこにもありません。特別清掃にしがみつくとよりも、今の苦しい生活から抜け出すことを、まず第一に考えてください。これが現場の「願い」です。勇気ある一歩を。

- ・年金を受け取れる年齢だが、住民票のことなど手続きがわからない
- ・生活保護を考えているが、資産(たとえば土地)があるから無理だ
- ・借金があるから相談ごとはできないとあきらめている
- ・一度生活保護を受けたが失敗、無理だろうとあきらめている

など、いろいろあると思えますが、NPO釜ヶ崎スタッフまで声をかけてください。